

第 10 号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第 27 条関係）

第 4 号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第 3 条関係）

特定建築物工事完了届出書

(宛先) 京都府知事	7 年 8 月 12 日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京都市伏見区竹田浄菩提院町 316	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 大和ハウス工業株式会社 京都支店 支配人 牧田 弘治

第 10 号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第 27 条関係）

工 事 の 種 別		☒ 新築 ☐ 増築	
工 事 完 了 年 月 日		令和 7 年 7 月 15 日	
特 定 建 築 物 排 出 量 削 減 計 画 書 兼 特定建築物再生可能エネルギー導入計画書 提出年月日		令和 5 年 11 月 13 日	
特 定 建 築 物 の 概 要	名 称	京都府長岡京市六ノ坪物流 PJ	
	所 在 地	京都府長岡京市馬場六ノ坪 25、27、27-17、28、29、30	
	床 面 積 の 合 計 (増 築 部 分 の 床 面 積)	10167.30 (	平方メートル 平方メートル)
府内産木材等の使用	府内産木材等の種類と使用量	①第 11 条の 2 第 1 号ア該当木材等 ②第 11 条の 2 第 1 号イ該当木材等 ③第 11 条の 2 第 2 号該当木材等 ④第 11 条の 2 第 3 号該当木材等 府内産木材等の使用量の合計量 (① + ② + ③ + ④)	0.00 立方メートル 0.00 立方メートル 0.21 立方メートル 0.00 立方メートル 0.21 立方メートル
	使用する用途	壁下地	
	府内産木材等の使用基準量	0.06 立方メートル	
	当該建築物における木材の使用量の合計量	0.21 立方メートル	
	木材が使用可能な居室の合計面積	21.08 立方メートル	
温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施した措置		概 要	
☒ 外壁、屋根又は床の断熱		外壁断熱：断熱ウレタン吹付 t30、天井断熱：グラスウール (10kg/m ³ t100)、間仕切壁断熱：グラスウール (24kg/m ³ t50)	
☒ 窓の断熱又は日射の遮蔽		ブラインド	
☐ エネルギー消費効率の高い設備の導入			
☐ 環境への負荷が少ない材料の利用			
☒ 節水型設備の設置		自動水栓の採用	
☐ 雨水、雑排水等の利用			
☒ 耐用年数が長い材料及び設備の利用		外壁：吹付タイル 内装（壁：ビニルクロス、床：ビニル床シート）	
☒ 建築物の維持管理の容易性に対する配慮		防汚性の高い建材、仕上の採用	
☒ 緑化の実施		外構緑化の実施	
☐ 電気自動車等の充電設備の導入			
☒ ノンフロン製品又は地球温暖化係数の小さい冷媒を使用した製品の利用		ノンフロン製品の採用	
☐ 宅配ボックス等、再配達削減に資する設備の設置			
☐ その他			

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「府内産木材等の使用基準量」欄には、第22条第3項の規定により算出した数値を記入してください。

3 この届出書には、次の書類を添付してください。

- (1) 使用した府内産木材等の種類・量が確認できる証明書等の写し
- (2) 府内産木材等の使用基準量の算出の根拠となる資料（府内産木材等使用基準量算出シート）
- (3) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施した措置の内容が分かる資料又は図面

第4号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

再エネ設備の導入	再生可能エネルギーを利用するための設備の種類	年間で利用可能な再生可能エネルギーの量
	①太陽光	353344 メガジュール
	②風力	メガジュール
	③水力	メガジュール
	④地熱	メガジュール
	⑤太陽熱	メガジュール
	⑥バイオマス	メガジュール
	⑦その他（ ）	メガジュール
	再生可能エネルギーの利用量の合計量 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	353344 メガジュール
	導入すべき再エネ設備の基準値	305019 メガジュール
効率的利用設備の導入	再生可能エネルギーを効率的又は自立的に利用するための設備の種類	再生可能エネルギーを効率的又は自立的に利用するための設備の概要
	☐ 蓄電池	
	☐ エネルギーマネジメントシステム	
	☐ その他	

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「導入すべき再エネ設備の基準値」欄には、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条第2項の規定により算出した数値を記入してください。

3 この届出書には、次に掲げる事項が分かる書類を添付してください。

- (1) 導入すべき再エネ設備の基準値の算出根拠
- (2) 再生可能エネルギーを効率的又は自立的に利用するために導入した設備の内容及びその設置場所
- (3) 再生可能エネルギーを利用するために導入した設備((1)の設備を除く。)の内容及びその設置場所